

いじめ防止に向けた取り組み

樟葉北小学校

いじめの定義

いじめ防止対策推進法 2 条では、『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』となっています。

枚方市では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

いじめ防止に向けた学校の役割

- 子どもたちが安心して学び、豊かな生活を送ることができる学校づくりに努めます。
- 子どもが主体となって、いじめのない人間関係を形成できるよう、子どもを指導・支援していきます。
- いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめの早期発見に努めます。
- いじめが発生した際には早期に解決できるよう、教育委員会、家庭、地域、関係機関と連携し、迅速に対応します。
- 校長のリーダーシップのもと、教員一人ひとりの危機意識を高め、いじめや体罰の未然防止に向けた研修や体制の整備に組織的に取り組みます。

いじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにもどの集団にも起こりうるということから、学校はいじめの未然防止に向けて、子どもたちが心の通じ合うコミュニケーション能力を身につけ規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加し活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、子どもたちが自らいじめを自分たちの問題としてとらえ、主体的に話し合う機会をつくることのできるよう支援します。さらに、教職員の言動が子どもたちを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払います。

②早期発見

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識することが重要です。特に昨今は、携帯電話やスマートフォンの普及により、大人に見えにくい状況が進んでいます。

ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

このため、日頃から子どもたちの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見を徹底する観点から「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」にあるチェックシート等を活用し、情報を共有するなど具体的な取組を実施します。

あわせて、学校は相談窓口を明らかにするとともに、アンケート調査等を学期に1回以上実施し、その結果について教育委員会に報告することや教育相談の実施等により、子どもたちがいじめや体罰を訴えやすい体制を整え、子どもたち一人ひとりの実態把握に取り組みます。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず「いじめ防止対策委員会」を中核とし、事案のレベルを協議し、対応の検討と役割分担を行います。

事案の内容によっては、速やかに関係機関・専門機関等と連携を図ります。

いじめを受けた子どもの安全を確保するとともに、状況や心情を聴き取り、子どもたちの状態に合わせた継続的な心のケアを行います。

いじめを行った子どもに対しては、当該の子どもの人格の成長のためにも、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導するとともに、状況や心情を聴き取り、継続的に再発防止に向けた適切な指導及び支援を行う必要があります。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組みます。

